

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制（令和 8 年度）

ア 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的な取組内容

項目		具体的な取り組み内容
(ア) 業務量の調整	時間外労働が発生しないような業務量の調整	・ 病棟等の勤務状況に応じた他部署からの応援看護師の派遣
(イ) 看護職員と他職種との業務分担	薬剤師	・ 病棟における持参薬管理や病棟配置薬の薬剤管理業務、患者への服薬指導。
	リハビリ職種	・ ベッドサイドリハビリ業務。
	臨床検査技師	・ 外来における採血業務。
	診療放射線技師	・ CT・MRI 検査における静脈路からの抜針業務。 ・ 核医学検査における放射性医薬品の投与、静脈路からの抜針業務。
	臨床工学技士	・ 医療機器の病棟巡回、回収業務。
	その他（保育士）	・ 患児の保育および看護師の補助業務
	その他（医療クランク）	・ 各種事務補助業務および患者呼び込み業務等
(ウ) 看護補助者の配置	看護補助者への業務移管	・ 看護師の適切な指導のもと無資格者でもできる業務の実施。
	看護補助者の夜間配置	・ 看護補助者の夜間配置を実施
(エ) 短時間正規雇用の看護職員の活用	短時間正規雇用の看護職員の活用	・ 育児やその他の理由により、短時間勤務および変則勤務者の看護師雇用の実施。
(オ) 多様な勤務形態の導入	多様な勤務形態の導入	・ 産前産後休暇および育児休暇取得者が発生した場合に備え、迅速に補充ができるよう育児休暇期間に夜勤可能な代替えとして、任期付職員の採用を実施。
(カ) 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮	院内保育所	・ 生後 9 週から就学前の職員の子の基本保育および一時保育を実施。
	夜間保育の実施	・ 生後 9 週から就学前の職員の子の夜間保育を実施。
	夜勤の減免制度	・ 夜勤回数を少なくする等の減免の実施。 ・ 妊娠 16 週 1 日目以降の妊婦については、夜勤の完全免除を実施。
	半日・時間単位休暇制度	・ 半日・時間単位休暇制度を実施。
	所定労働時間の短縮	・ 産前休暇については、法で定められた期間を上回る産前 8 週からの取得を実施。
	他部署等への配置転換	・ 必要に応じて、他部署等への配置転換を行う。
(キ) 夜勤負担の軽減	月の夜勤回数の上限設定	・ 月の夜勤上限は 4 回以内としている。

イ 前年度の目標の評価と今年度の目標

年度	目標	評価
令和 7 年度	(1) 看護職員一人当たり 10 日以上 of 年休取得	10.1 日
令和 8 年度	(1) 上記アの体制の維持 (2) 看護職員一人当たり 10 日以上 of 年休取得	

市立秋田総合病院